大阪市立弘済院用地における
埋蔵文化財試掘調査補助業務委託

仕様書

大阪市立弘済院管理課

1　案件名称

大阪市立弘済院用地における埋蔵文化財試掘調査補助業務委託

2　履行期間

契約日から令和９年３月 19 日（金）（うち実働５日間程度）

※実際の作業日程については、契約締結後に発注者との協議により決定する。

3　履行場所

本市指定場所

（吹田市古江台６丁目２番１号　大阪市立弘済院敷地内）

4　業務目的

本業務は、大阪市立弘済院の依頼により吹田市教育委員会（以下、「調査人」という）が実施する大阪市立弘済院の敷地内に包含された埋蔵文化財の試掘調査において、対象箇所の試掘調査補助業務を行うものである。

5　業務内容

（1）重機掘削作業
（2）遺物包含層掘削作業
（3）遺構面検出作業
（4）遺構掘削作業
（5）遺構面清掃・養生・排水等の諸作業
（6）残土整理作業
（7）埋め戻し作業
（8）安全管理作業

6　作業内容等

（1）試掘箇所は２箇所（A・B）であること（別添「試掘場所写真」を参照）

A：比較的平坦で重機施工が可能。

B：急勾配等により重機侵入が困難であるため、人力掘削となる。

（2）試掘規模・深さの目安

・１箇所あたり 2.0m×2.0m 程度、深さは原則 1.5m 程度、最大 2.0m。
・深さが 1.5m を超え 2.0m に近づく場合、調査人は穴内に入らず上から確認するものとする。
・掘削した土は発注者が指定した場所へ積み、作業後は埋め戻すこと。

（3）重機を使用する場合の条件

・平爪バケットを使用すること。
・平爪バケットの容量は 0.2 ㎥とする。
・重機オペレーターは同伴とし、作業員とは別建てとすること。

（4）施工体制（人員等）

・A は重機＋作業員１名程度、B は人力で作業員２名程度とする。

（5）所要日数・工期設定の考え方

・目安として、A は半日～１日、B は２～３日、最大実働５日程度。
・作業は A（掘削・埋戻しまで実施後）→B の順番で行う。

（6）複数日施工にあたっての現場維持・安全管理

・作業終了時間には立入制限（コーン、コーンバー、区画養生、表示等）を実施すること。
・雨天対策・養生として、ブルーシート、土嚢、排水ポンプ、発電機等を準備すること。

・掘削後は調査人が記録（写真・断面等）を行うため、記録後速やかに埋め戻すこと。

（7）受注者は、発注者の指示した日時に指示した数量の作業員・機材・機器等を確実に配置すること。

（8）受注者は、本業務に係る作業について、安全管理に関する事項を除いて、発注者及び調査人の指示に従うこと。

7　予定人工及び使用機材等

別紙１のとおり

8　使用機材・機器等

本業務に係る作業において使用する機材・機器等に記載するものは、別紙２「試掘調査機材の要件」を満たすものとする。

9　作業時間

作業時間は、午前は９時～12 時、午後は１時～５時とし、午前と午後に適宜休憩時間を設けること。

10　作業従事者

（1）受注者の本委託業務に従事する作業員は、別紙２「試掘調査補助業務従事者の要件」を満たすものとする。

（2）受注者は、現場作業を円滑に運営するために、監督作業員１名以上を配置すること。

（3）作業員の交代は、現場作業推進に支障がないよう、調査人の了承を得て最少限に行うこと。

11　作業管理

受注者は、作業の円滑な進捗を図るために、現場代理人を選任すること。現場代理人は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。

12　安全管理

（1）受注者は本業務における安全管理責任を負うものとする。

（2）受注者は、法令で定める資格を有する安全管理責任者（統括安全責任者研修終了者）を配置し当業務における重機災害、第三者災害、地山の崩落、倒壊災害、火災の防止等に対する対策を講ずる。

（3）受注者は、作業員の健康管理を適正に行い、作業現場における発病や怪我等の発生に際しては適切に対応する。

13　安全設備

受注者は、墜落等の防止設備、昇降設備等、安全衛生上必要なものについては、調査人と協議の上、受注者の責任において施工する。

14　作業主任者

受注者は、掘削作業に際しては、労働安全衛生法施行令並びに安全基準で定める地山掘削作業主任者を配置し、その立ち会いの下に実施する。

15　提出書類

受注者は、契約締結後、「提出図書一覧表」の提出書類を作成し、発注者あて提出すること。

16　再委託の禁止

（1）業務委託契約書第 16 条第１項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

①委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

②試掘調査補助業務

（2）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

（3）受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

（4）受注者は、第３項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

（5）地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の３分の１以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

（6）受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下、「再委託等」という）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第３項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第２項及び第 16 条の２第２項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

17　その他

（1）受注者は、本事業の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。

（2）業務の実施にあたっては必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。（業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故発生の防止に努める。）

（3）業務中の受注者の責により生じた損害の補償は、受注者の責任とする。

（4）本業務の履行に必要な直接物品等は受注者で準備すること。

（5）車両の駐車場所については、発注者の指示に従うこと。

（6）作業現場内は禁煙とし、喫煙場所については発注者の指示に従うこと。

（7）調査方法及び内容に修正・変更等が必要となる場合には、事前に発注者と協議し決定するものとする。

（8）本業務の実施により知り得た情報は、他へ漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

（9）本業務は、本仕様書及び契約書に定める事項によるものとする。その他、定めのない事項につ

いては、その都度、受注者と発注者で協議するものとする。

(10) 受注者は、応札にあたっては本仕様書を十分検討し、本仕様書に疑義がある場合には、指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付経過後の疑義については、受付しない。なお、契約締結後における仕様書上の疑義については本市の解釈によるものとする。

(11) この仕様書のほか、暴力団等の排除、公正な執務の執行の確保、生成ＡＩ利用に関しては特記仕様書の内容を遵守すること。

18　担当

大阪市立弘済院管理課

〒565-0874　大阪府吹田市古江台６丁目２番１号

電話：06-6871-8002

提出図書一覧表

提 出 時期	名称	様式	提 出 部数	提出期日	備考
契約時	試掘調査補助作業にかかる現場代理人等名簿	1	1	契約締結後速やかに	
	業務着手届	2	1		
	作業計画書	3	1		調査人との協議により作成する
	再委託承諾申請書	4	1	再委託させようとするとき	
	誓約書（下請負人等用）	5	1		
	再委託業者通知書	6	1	再委託業者契約締結後速やかに	
履行中	作業日報	7	1	作業日の翌営業日	
完成時	業務完了届	8	1	業務完成日	
	請求書	9	1	検査合格後速やかに	本市所定様式の要件を満たすものでも可

様式1

令和　　年　　月　　日

大阪市長　様

受注者
住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

試掘調査補助作業にかかる現場代理人等名簿

契約番号　　第　　号
業務名称　　大阪市立弘済院用地における埋蔵文化財試掘調査補助業務委託

令和　　年　　月　　日付で締結した上記業務委託契約の現場代理人等について、次のとおり定めましたので通知します。

記

現場代理人	ふりがな 氏 名 住所 生年月日	
安全管理責任者	ふりがな 氏 名 住所 生年月日	
作業主任者	ふりがな 氏 名 住所 生年月日	

様式２

令和　　年　　月　　日

大阪市長　様

受注者
住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

業務着手届

契約番号　　第　　号
業務名称　　大阪市立弘済院用地における埋蔵文化財試掘調査補助業務委託

令和　　年　　月　　日付で締結した上記業務委託契約について、次のとおり届け出ます。

記

１．着手年月日　　令和　　年　　月　　日

２．完了予定年月日　　令和　　年　　月　　日

様式3

令和　　年　　月　　日

大阪市長　様

受注者
住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

作業計画書

契約番号　　第　　号
業務名称　　大阪市立弘済院用地における埋蔵文化財試掘調査補助業務委託

令和　　年　　月　　日付で締結した上記業務委託契約について、次のとおり作業計画書を提出します。

記

１．作業計画書　　業務工程表、作業手順等（様式任意）

※　業務要件を満たすために必要な資格等がある場合は、その資格証等の写しを合わせて提出すること。
※　作業計画の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に作業計画書を提出すること。

様式4

再委託承諾申請書

令和　　年　　月　　日

大阪市長　様

受注者
主たる営業所（又は支店等）の所在地
商号又は名称
代表者（又は受任者）

業務委託契約書第16条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。
また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します。
なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではありません。

記

委託名称	大阪市立弘済院用地における埋蔵文化財試掘調査補助業務委託
履行期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
契約金額	円（税込）

再委託先１
1. 再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2. 再委託をする業務内容
3. 再委託をする期間
4. 再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5. 再委託をする理由
再委託先２
1. 再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2. 再委託をする業務内容
3. 再委託をする期間
4. 再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5. 再委託をする理由

【下請負人等用】

誓　約　書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、元請負人を通じて大阪市へ提出されること及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第２条第２号又は規則第３条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第７条第１号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、元請負人を通じて当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第７条第２号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、元請負人を通じて大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第７条各号に規定する下請負人等が、条例第２条第２号又は規則第３条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称：　大阪市立弘済院用地における埋蔵文化財調査補助業務委託

元請負人（大阪市の契約の相手方）：

直接の契約の相手方：

大阪市契約担当者　様

年　　月　　日

所　在　地
（フリガナ）
商号又は名称
（フリガナ）
代表者の氏名

様式6

再委託業者通知書

令和　　年　　月　　日

大阪市長　様

受注者
主たる営業所（又は支店等）の所在地
商号又は名称
代表者（又は受任者）

再委託承諾書（令和　年　月　日付第　　号）に基づき、次のとおり通知します。

記

委　託　名　称	大阪市立弘済院用地における埋蔵文化財試掘調査補助業務委託
履　行　期　間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
契　約　金　額	円

再委託先１

1. 再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名

2. 再委託をする業務内容

3. 再委託をする期間

4. 再委託をする契約金額（単価契約の場合は概算金額を記載）

5. 再委託をする理由

再委託先２

1. 再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名

2. 再委託をする業務内容

3. 再委託をする期間

4. 再委託をする契約金額（単価契約の場合は概算金額を記載）

5. 再委託をする理由

<table>
<tr><td colspan="5">作　業　日　報　　No.</td></tr>
<tr><td colspan="2">作業現場名</td><td>大阪市立弘済院内　ポイントA・B</td><td>作業年月日</td><td>令和　　年　　月　　日（　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">作業従事者氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">（作業内容）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理・回答</td><td>発注者</td><td colspan="3">上記について　□指示 ・ □承諾 ・ □協議 ・ □通知 ・ □受理　します。
□その他（　　）
氏名：　　令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>受注者</td><td colspan="3">上記について　□提出 ・ □報告 ・ □届出　します。
□その他（　　）
氏名：　令和　　年　　月　　日</td></tr>
</table>

様式８

令和　　年　　月　　日

業務完了届

大阪市長　様

受 注 者
住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者

次のとおり、業務が完成しましたので報告します。

記

契約番号	第　　号
契約年月日	令和　　年　　月　　日
業務名称	大阪市立弘済院用地における埋蔵文化財試掘調査補助業務委託
業務完成年月日	令和　　年　　月　　日
履行期限	令和　　年　　月　　日
備考	

請　求　書

年　月　日

大阪市長　様

住　所
氏　名

次のとおり請求します。

金　　額	円也
内　　容	

※　金額の前には必ず￥を付けてください。

☐　債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号									指定口座	

※　指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

☐　次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称		支店名称	
預金種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			

本市記入欄

記載事項等照合先（契約番号等）	執行主管コード	支出命令番号

業務区分	☐歳　出	☐歳　入	☐歳計外	☐基　金

（別添 試掘場所写真）

（試掘現場ポイント A）

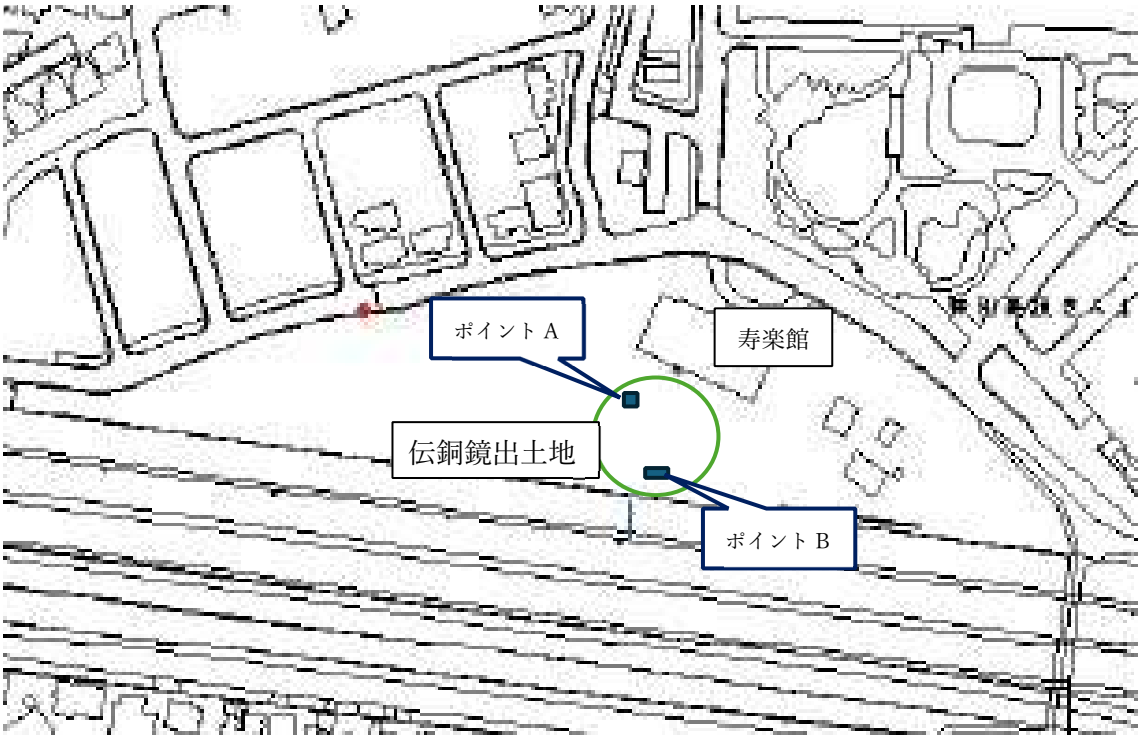


（試掘現場ポイント B）



※木により囲めなかったため、L 字でポイント

（試掘場所）



別紙１

大阪市立弘済院用地における埋蔵文化財試掘調査補助業務委託

予定人工及び使用機材等（１日当たり）

項目	数		備考
世話役（監督作業員）	1	人	別紙２要件参照
作業員（人力発掘作業）	2	人	別紙２要件参照
バックホウ 0.20	1	台	オペレーター付　実働 7H　燃料代含む
バックホウ回送 0.20			
電気水中ﾎﾟﾝﾌﾟ 50mm100v	1	台	サニーホースを含む
発電機 2Kw ｶﾞｿﾘﾝ	1	台	燃料を含む
発掘用具	5	組	内容は別紙３参照
ブルーシート　２×３	10	枚	必要な土嚢袋を含む
ブルーシート　４×５	10	枚	必要な土嚢袋を含む
その他雑費			上記にない機材等を必要に応じて提供

＊トイレ及び休憩場所については本市から作業現場近辺の施設を提供するが、施設利用の際は、作業用の靴とは別の靴に履き替えること

別紙２

試掘調査機材の要件

１．使用する機材・機器は点検整備の完了したものとし、搬入後に不良個所が判明した場合は直ちに修理、もしくは点検整備済の同規格品と交換するものとする。

２．監督作業員・作業員ひとり当たり一式、及び１現場につき一式が必要な道具は別紙３「試掘調査用具一式の内訳表」のとおりとし、常備すること。

３．機材・機器の搬入出や回送に必要な手段、運転に必要な電力供給や燃料等は受注者で確保するものとする。

４．機材・機器の取扱に当たって資格者が必要な場合等は法令の定めるとおりとする。

試掘調査補助業務従事者の要件

試掘調査補助業務に従事する監督作業員・作業員・重機オペレーター等の従事者は以下の要件を満たすものとする。

１．監督作業員は作業員を統括し、作業全体を把握する任に当たるものとし、次の要件を満たすこと。

１）現場の安全管理ができ、人員・器材等を計画的に配置できるもの。

２）作業員に適切な指示を与え、作業内容を監督できるもの。

３）建設業労働災害防止協会が実施する「地山の掘削作業主任者」及び「足場の組立て等作業主任者」講習を受講し、修了したもの。

４）次項２．に掲げる作業員の要件を満たしているもの。

２．作業員は次の要件を満たすこと。

１）試掘調査補助業務作業員として十分な経験を有するもの。

２）一般的な土木作業に加えて手ガリによる「精査」やスコップによる「掻取り」など試掘調査固有の作業ができ、「遺構」・「攪乱」など試掘調査固有の用語を理解しているもの。

３）地層の違いが判別でき、遺物を識別したうえで適切な道具によって取り上げができるもの。

４）高校生を除く満 18 歳以上で、試掘調査補助作業に従事できる健康なもの。

３．重機（バックホウ）オペレーターは次の要件を満たすこと。

１）当該機械の運転・使用に当たって必要な法令で定める免許または受講修了証を有するもの。

２）凹凸のない法切りや水平面の形成ができるもの。

３）薄層（数～１０㎝）単位の掻取りができるもの

４）地層の違いや遺物を判別でき、攪乱等を丁寧に掘削できるもの。

別紙３

試掘調査用具一式の内訳表

下記の試掘調査用具（同等品可）を必要に応じて提供すること。但し数量は１人分で、欄外の品目については、１現場について最低１点を用意すること。（運搬費を含む）

名称	規格	数量
大バチ	1.5k（金星（株））	１丁
大バチ	2.5k（金星（株））	１丁
角スコ	（金星（株））	１丁
ケンスコ	大阪ﾗｲｵﾝ剣ｽｺ	１丁
ジョーロ	6ﾘｯﾄﾙ（金星（株））	１丁
ジョレン	（金星（株））	１丁
ツルハシ	（金星（株））	１丁
手ガリ（片手草削）	（金星（株））	１丁
手スコ	ｶﾗｰ移植ｺﾞﾃ	１丁
手バチ	片手巾広柄付火造ﾊﾞﾁ	１丁
手箕	小（ｱﾛﾝ化成（株））	１丁
バケツ	13ﾘｯﾄﾙ	１丁
バチツル	（金星（株））	１丁
ヒネリ鎌	（金星（株））	１丁
水杓	小	１丁
水杓	大	１丁
スポンジ		１個
両刃草削	小ｺﾞｰﾙﾃﾞﾝｽﾀｰNo.1410（金星（株））	１丁
両刃草削	大ｺﾞｰﾙﾃﾞﾝｽﾀｰNo.4026（金星（株））	１丁

カケヤ　　電気ドラム

サンダー　　噴霧器

クリッパー

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市福祉局総務課（連絡先：06－6208－7911）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
  ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。